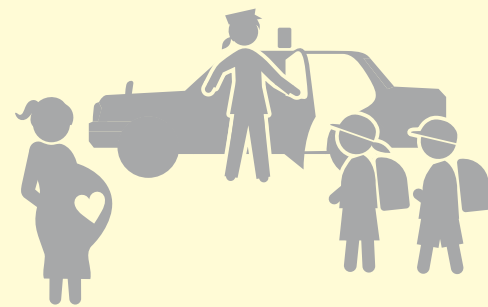
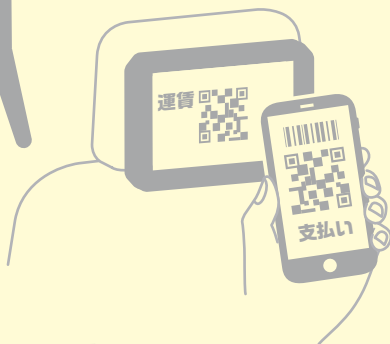


TAXI TODAY

in Japan 2022



タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

タクシー業界における 事業の適正化・活性化について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき指定される特定地域及び準特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、事業の健全な経営並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難である又は困難となるおそれがある地域です。

タクシー業界では、これらの地域において、地域の関係者が組織する協議会において作成される特定地域計画又は準特定地域計画に基づき、供給過剰の是正を中心とする適正化及び事業の活性化に取り組んでいます。

.....
タクシー業務適正化特別措置法に基づき、**タクシー運転者登録制度**が実施されています。

現在、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。

.....
道路運送法に基づく**適正化事業**の制度がタクシー業界に導入され、地方運輸局が指定する民間団体等が、事業者への法令遵守に関する指導等を実施することとなりました。

現在、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会が、旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けています。

CONTENTS			
■ タクシー業界における事業の適正化・活性化について	1	■ 安全・安心輸送を支える人々	17
■ 通常総会決議	2	■ 働き方改革の実現に向けて	19
■ 新型コロナウイルス感染症対策	3	■ ケア輸送サービス	21
■ 事業者数と車両数	5	■ 交通安全対策	23
■ タクシーの運賃・料金	7	■ 社会貢献	25
■ 経営の現状	9	■ インバウンド対応	27
■ 年間納税額	11	■ 防犯対策	28
■ 環境に優しいタクシー	12	■ 広報活動（情報検索サイト 全国タクシーガイド）	29
■ お客様のニーズに応える地域公共交通機関	13	■ 都道府県協会一覧	30

第153・154回理事会・第114回通常総会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会



会長 川鍋 一郎

国民の安全を脅かすとともに地方創生の担い手である
地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する
白タク行為を断固阻止する決議

「シェアリングエコノミーの推進」という名目の下、インターネットを利用した白タク行為を合法化すべく道路運送法の改正、ライドシェア新法の成立等を目指す新経済連盟等の動きは依然として消えていない。

未来投資会議、成長戦略会議、国家戦略特区諮問会議においては、民間議員の竹中平蔵氏等が、ライドシェア解禁について度々発信。

新経済連盟等の提案は、ライドシェアの事業主体が運行に関する責任を負わない点が最大の問題。

本提案は、国家の様々な法令を遵守し、安全確保のため多大なコストをかけて国民に安全かつ安心な輸送サービスを提供している地域公共交通機関たるタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうもの。

加えて、ライドシェアは、運転者を独立した個人事業主と位置づけ、労働関係法令の規制を脱法的に逃れようとするもの。さらには、自家用車の稼働により交通渋滞の原因になるとともに、喫緊の課題である地球温暖化対策にも逆行するもの。

我々タクシー事業者は、コロナ禍の中、存亡の危機にありながらも社会の安定の維持の観点より、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、感染症対策に万全を期し、運転者と一体となって日夜必死に頑張っているところであるが、

今後とも国民に対する安全・安心な輸送サービスを確保すべく、業界一致団結し、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、自動車メーカー、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」そして何よりも全国の地方自治体と緊密に連携し、ライドシェア解禁を全力で阻止する。

さらに、少子・高齢化社会が急速に進行する中、地方創生を担う社会インフラであることを改めて自覚するとともに、利用者ニーズの多様化、IT化の進展、観光先進国の実現等に対応すべく、『タクシー事業の進化策20項目』『訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン』『タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン』を踏まえ、スマホ配車の普及促進、UDタクシー・妊婦応援タクシー・育児支援タクシー・観光タクシーの充実、乗合タクシー全国展開のより一層の強化、キャッシュレス決済の導入促進等タクシー事業の更なる進化を図る。

右 決議する。

令和3年6月18日

第114回 全国ハイヤー・タクシー連合会通常総会

新型コロナウイルス感染症対策

タクシーは、エッセンシャルサービス産業として、緊急事態宣言の期間中にも国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な事業として国から事業継続を求められた公共交通機関です。

お客様に安心してタクシーをご利用いただけるよう、全タク連が策定した「**タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン**」に則り、タクシー事業者は感染症対策の取組を推進しています。

運転者の出勤時



点呼時の検温

健康状態のチェック

車両



マスク着用の徹底

車内消毒



車内換気

エアコンの「外気導入」

飛沫感染防止シート・仕切板の設置

高性能空気清浄機の設置

マスクを着用し、会話は控えめにお願いします。



国土交通省
全国ハイヤータクシー連合会

- ・お客様にもマスク着用をお願いしています。
- ・スーパーコンピュータ「富岳」による検証では、エアコンを「外気導入モード」で風量を通常レベル以上とすることで高い換気能力が発揮されることが確認されました。窓を閉めていても約1.5分で新鮮な空気に入れ替わります。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る取組

タクシー業界では、各地の自治体に働きかけ、移動が困難な高齢者や障がいのある方、医療従事者等を接種会場まで輸送する等、ワクチン接種に必要な旅客輸送の円滑化に協力しています。

各地の自治体がタクシーを活用



塩竈市と宮城県タクシー協会塩釜支部との新型コロナウイルスワクチン接種に関する連携協定締結式

宮城県塩竈市と宮城県タクシー協会塩釜支部は、令和3年3月3日、接種会場までの移動が困難な方への支援を目的に協定を締結しました。

患者輸送に係る取組

一部のタクシー事業者は、**新型コロナウイルス感染症の患者輸送に貢献しています。**

一般の営業をしない専用車両として運行。運転席と後部座席の間にビニール製の仕切りを設け、前方を気圧が高い陽圧に、後方を陰圧にし、後方の空気が前方に循環しないようコントロールしています。



前部のエアコンに特製のパイプをつなぎ、後席に冷・暖気を送るのが特徴。パイプの中へ送風機を取り付け、運行中は常時動作させます。

ニューノーマルタクシーの導入について

ニューノーマルタクシーとして、高性能空気清浄機やL字型・透明飛沫防止仕切板を備えた新型コロナウイルス感染症対策車両の導入が進んでいます。



飛沫感染防止の透明アクリル板



空気の状態を表示するモニター

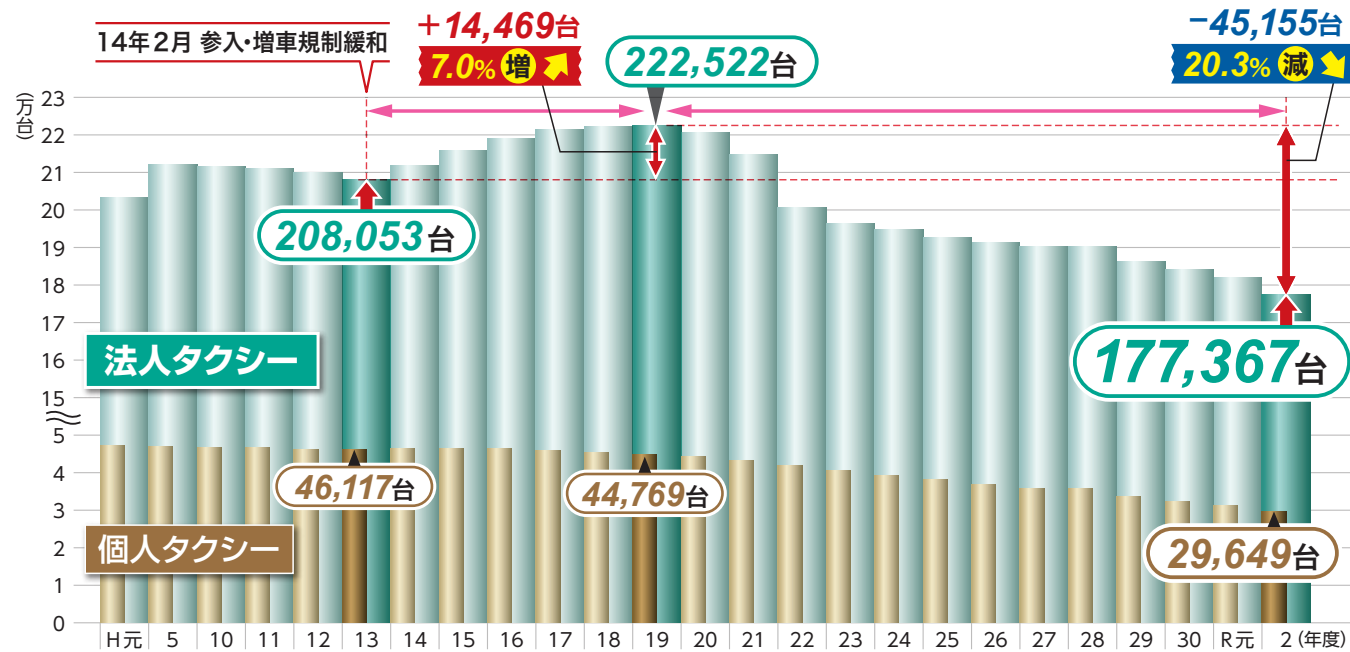


天井に設置された空気清浄機

事業者数と車両数

規制緩和以降、タクシー事業は、長引く需要減少と相まって多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法人タクシーは、サービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、供給過剰状態の是正に努めています。



タクシー総車両数

221,305台

法人タクシー 事業者数 5,828社

車両数 177,367台

福祉輸送限定 事業者数 11,021社

車両数 14,289台

個人タクシー 車両数 29,649台

(令和3年3月末現在 国土交通省調べ)

北海道
339
9,595
627
827
1,646

青森
102
2,399
258
295
95

岩手
134
2,082
66
100
80

秋田
73
1,109
47
58
56

宮城
171
3,625
146
188
570

山形
82
1,212
44
63
72

福島
143
2,134
208
271
56

石川
70
1,727
60
64
219

富山
46
814
54
100
80

新潟
112
2,551
122
197
332

栃木
97
1,726
184
234
55

茨城
213
2,605
253
288
0

京都
76
5,907
187
282
1,927

福井
48
855
82
132
83

長野
106
2,453
107
164
85

群馬
61
1,469
217
242
2

埼玉
188
5,694
573
720
174

千葉
184
5,611
628
733
571

奈良
57
1,011
238
317
8

滋賀
29
1,104
123
164
38

岐阜
52
1,721
52
78
80

山梨
74
845
101
162
0

東京
416
30,632
1,055
1,376
11,084

神奈川
173
9,653
686
865
2,092

和歌山
59
1,375
98
130
51

三重
47
1,121
235
276
2

愛知
138
7,481
340
546
564

静岡
115
4,497
145
262
187

大阪
223
14,839
1,244
1,366
2,548

兵庫
202
6,510
662
788
990

山口
113
2,202
70
111
62

広島
233
5,282
357
470
978

岡山
148
2,962
170
244
174

鳥取
29
624
23
34
0

島根
99
1,024
71
94
0

福岡
256
8,795
236
354
1,843

佐賀
42
1,034
32
41
46

大分
78
1,958
85
130
127

愛媛
150
1,888
161
210
206

香川
75
1,410
87
103
95

徳島
93
961
168
182
47

高知
111
1,056
89
146
140

宮崎
41
1,909
98
128
47

熊本
146
2,941
131
208
314

鹿児島
123
3,130
80
106
250

沖縄
133
3,482
187
204
1,168

凡例

法人タクシー事業者数
法人タクシー車両数
福祉輸送限定事業者数
福祉輸送限定車両数
個人タクシー車両数

(注) ①法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー（ハイヤー、患者等輸送限定車両を除く）のみ。
②法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
③福祉輸送限定事業とは、運送の引受けを営業所で行い、身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独で公共交通機関を利用することが難しい利用者などに旅客を限定して営業するタクシー事業。
④タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。

東京
416
30,632
1,055
1,376
11,084

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者の間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃[※]の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

タクシー業界では、令和元年10月から導入を開始した事前確定運賃のほか、相乗り等お客様にとって利用しやすい運賃制度の検討を行っています。

[※]上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた100の運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

運賃ブロック

100 ブロック
(令和4年1月1日現在)

7 ブロック
北陸信越運輸局

14 ブロック
近畿運輸局

7 ブロック
中国運輸局

12 ブロック
九州運輸局

10 ブロック
東北運輸局

16 ブロック
北海道運輸局

運賃の基本は、計量法が適用されるメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件や地域により異なる運賃・料金もあります。

運賃

距離制運賃（時間距離併用）

初乗り運賃＋初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

例 東京都特別区・武三地区（令和4年4月現在）
普通車の上限運賃 初乗 1.052km 420円
加算 233m 80円
（※ 時間距離併用 1分25秒 80円）

※10km/h以下の限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算

時間制運賃

事前予約による実拘束時間に応じた運賃

例 東京都特別区・武三地区（令和4年4月現在）
普通車の上限運賃 初乗 1時間 4,700円
加算 30分 2,150円

定額運賃

- ・施設及びエリアに係る定額運賃
- ・イベント定額運賃
- ・観光ルート別運賃
- ・一括定額運賃（定期券、回数券）

事前確定運賃

配車アプリ等で入力された乗降車地の地図上の走行距離と推計所要時間等を踏まえて乗車前に運賃額を確定する運賃

割引運賃

- 公共的割引** 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等
- 遠距離割引** 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例 9,000円超え1割引
- 営業的割引** クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

割増運賃

深夜早朝、冬期、寝台など

料金

迎車回送料金

お客様の依頼により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

待ち料金

お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

サービス指定予約料金

1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受

時間指定配車料金

お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用

車両指定配車料金

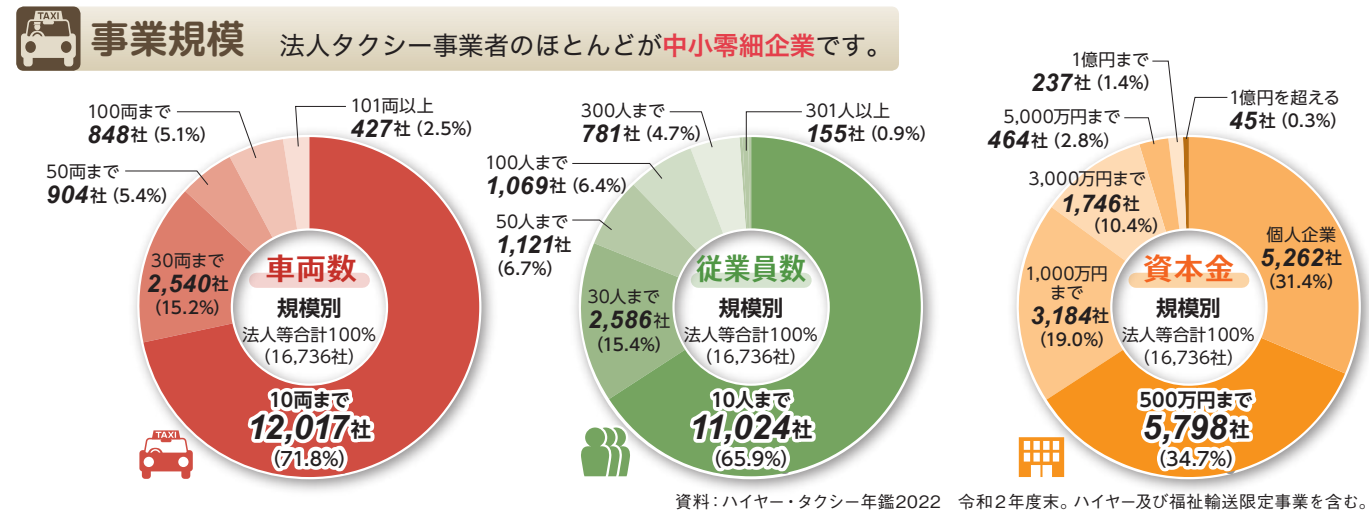
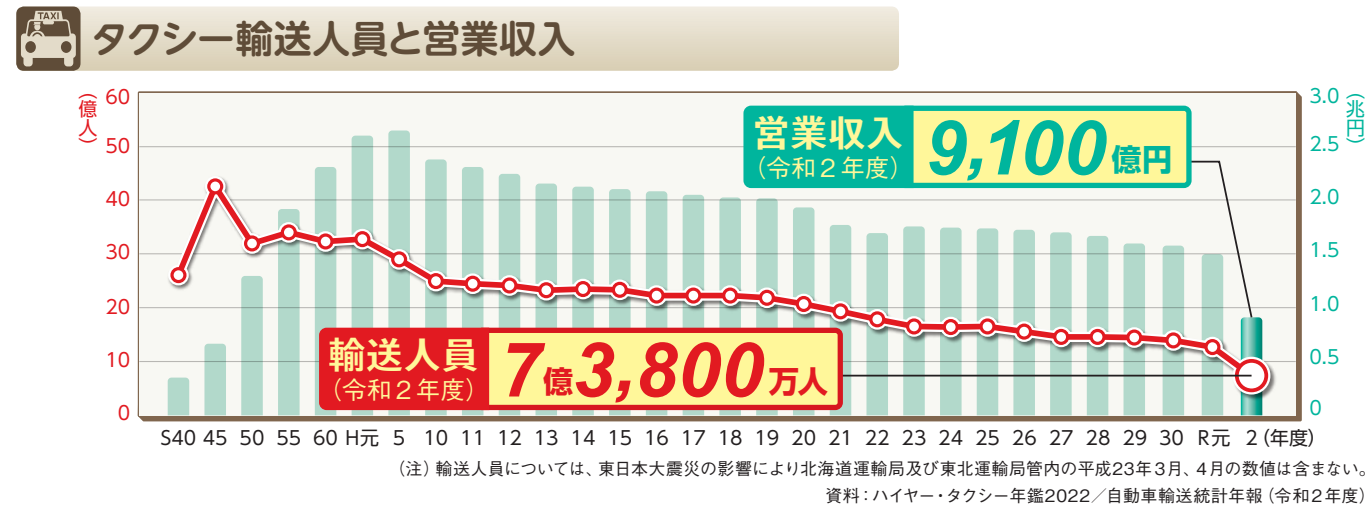
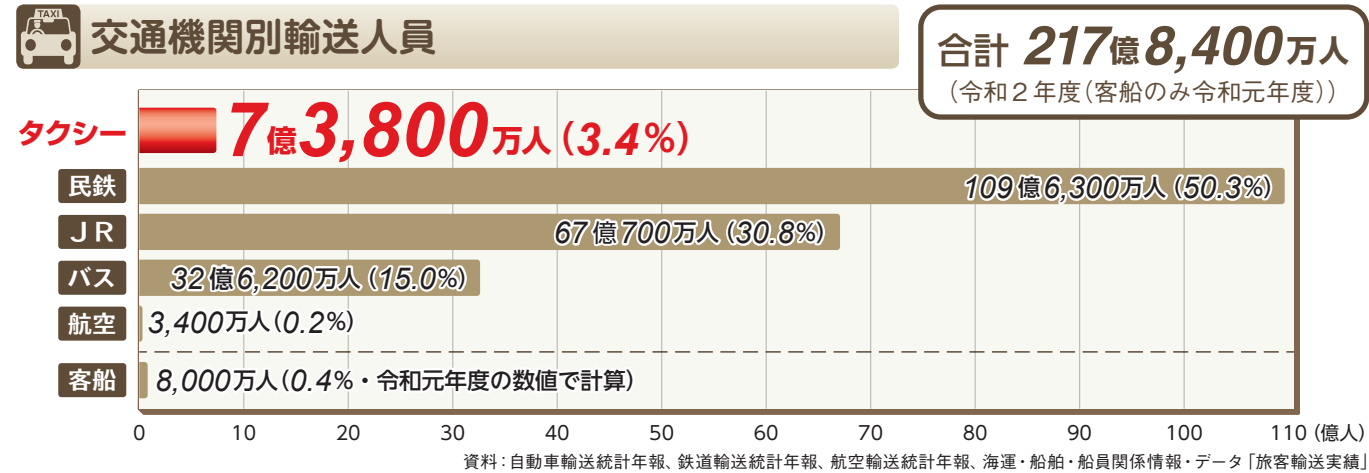
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

※介護料金等の運送に直接伴わない料金は、認可や届出が不要とされています。

経営の現状

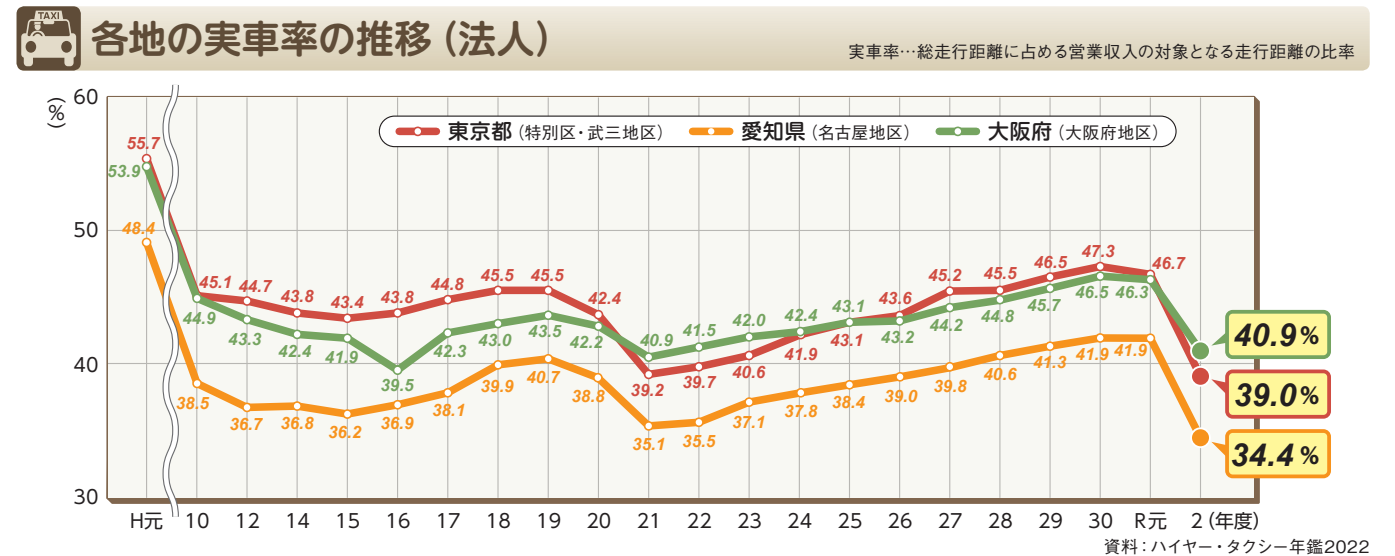
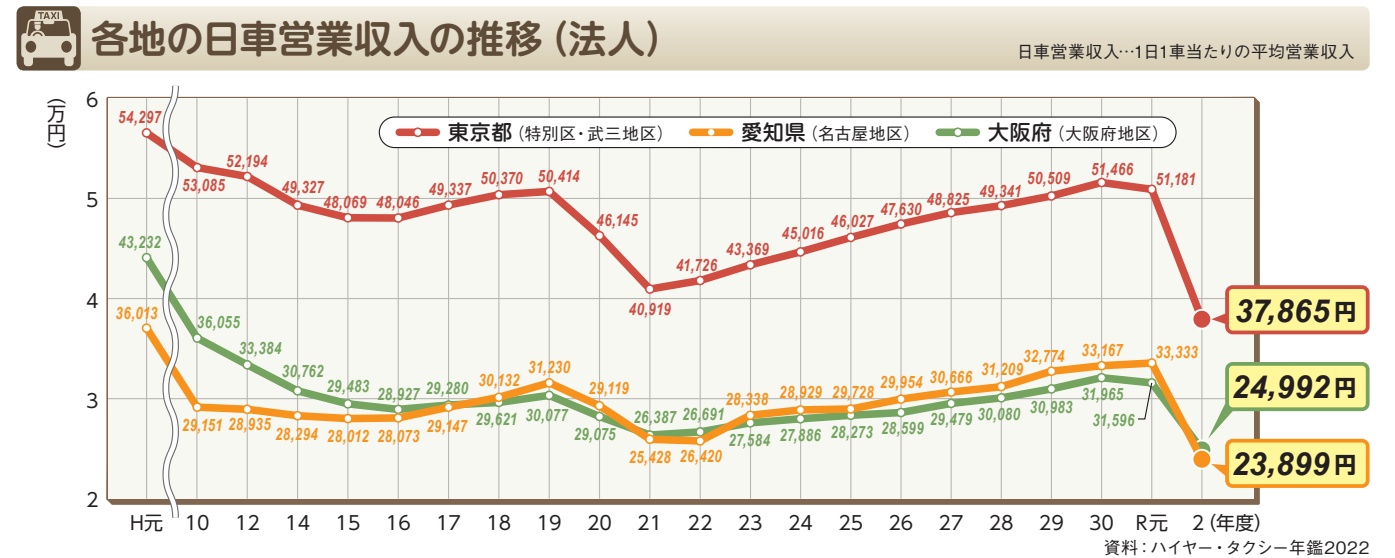
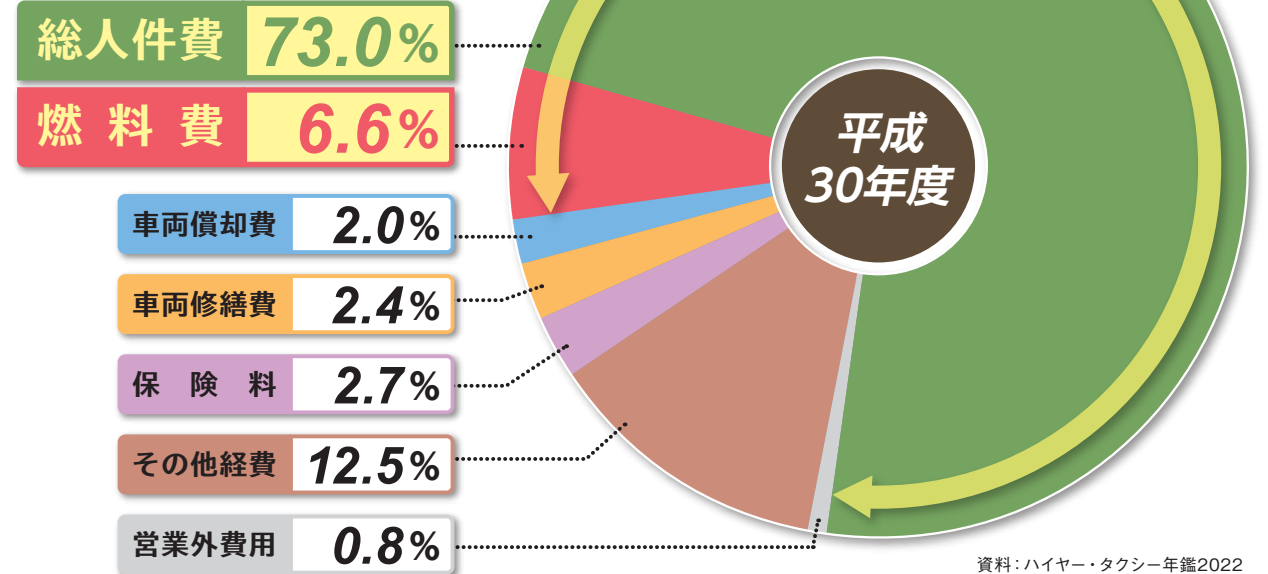
自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、長年にわたりタクシー業界の需要は減少傾向にあったところですが、新型コロナウイルス感染症の影響によって人の移動が激減したことにより、輸送人員及び営業収入が大幅に減少し、タクシー業界はかつて経験したことのない危機に瀕しております。

また、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく供給過剰状態の是正の取組によって改善傾向にあった日車営業収入及び実車率についても、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しています。



原価構成

タクシー事業は典型的な労働集約産業です。乗務員等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約8割を占めています。



年間納税額

TAXI タクシー1台当たりの年間納税額

●タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

普通車

708,527円

令和3年4月1日現在 東タク協資料から抜粋
(注) ①車両価格のベースはトヨタ クラウン コンフォート
②消費税各欄に用いる原価構成比は令和元年度の
数値を使用 (関東運輸局調べ)
③消費税率は10%で計算

項目	税 額	算出の基礎
石油ガス税	134,417円	税 額 = 1 ㍴ 9円80銭 年間走行 = 87,372km (1日242.7km) 保持キロ = 1 ㍴ 6.37km
石油石炭税	14,287円	税 額 = 1t 1,860円 年間使用量 = 13,716 ㍴
消費税	車両 普通車 51,240円	車両価格2,562,000円の10/100 = 256,200円 ÷ 5年
	燃料油脂費 80,483円	令和元年度 実働1日1車当たり運送収入51,284円の4.3/100 = 2,205円 × 365日 × 10/100
	車両修繕費 28,069円	令和元年度 実働1日1車当たり運送収入51,284円の1.5/100 = 769円 × 365日 × 10/100
	営業外費 14,965円	令和元年度 実働1日1車当たり運送収入51,284円の0.8/100 = 410円 × 365日 × 10/100
	その他経費 357,518円	令和元年度 実働1日1車当たり運送収入51,284円の19.1/100 = 9,795円 × 365日 × 10/100
自動車重量税	7,800円	0.5t 当たり2,600円
+		
自動車税 環境性能割	普通車 10,248円	車両価格2,562,000円の2/100 = 51,240円 ÷ 5年 自動車取得税廃止に伴い令和元年10月1日より課税
自動車税 (種別割)	9,500円	(営業用) 1500ccを超えるもの 昭和59年4月1日より課税

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の **軽減** に努力しています

ハイヤー・タクシー業界の 低炭素社会実行計画

(自主的行動計画) 全タク連 平成27年5月25日

目標 2030年度目標値

2010年度比 **25%のCO₂を削減**する。

具体的な計画

1 タクシー車両の環境対応車への切り替え

- 2030年度までに
タクシー車両の
40%をHV車及び
EV車等の環境対応
車への代替を進
める。



LPGハイブリッドタクシー



プラグインハイブリッドタクシー



燃料電池車(FCV) タクシー

2 タクシー車両数の適正化

- 2013年11月に改正された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、供給過剰を解消するため減・休車の実施を推進する。

3 タクシーの利用促進

- ユニバーサルドライバー研修を推進し、質の高い乗務員の養成を図る。
- タクシー乗り場の整備やスマートフォン等の先進技術の導入を促進することにより、利用者利便の向上を図り利用促進を図る。
- 乗合タクシーの充実を図り、自家用車使用の抑制に繋げる。

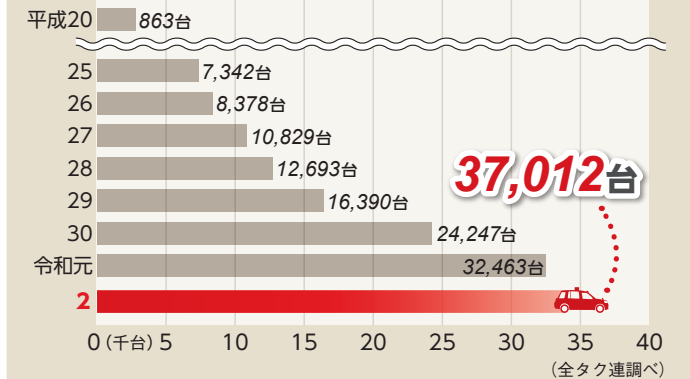
4 観光タクシーの充実及びPR

5 運行の効率化

6 エコドライブ等の実施 など

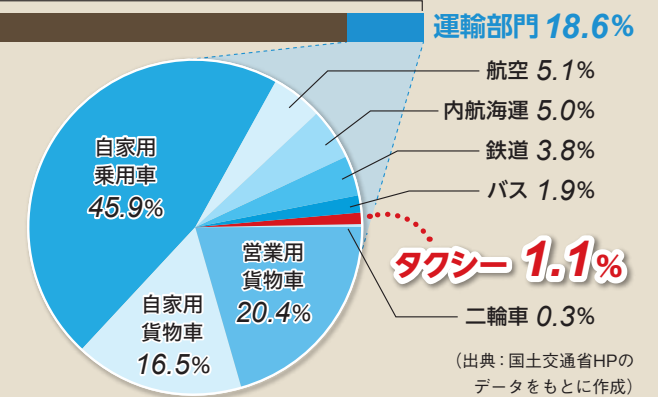
全国で低燃費車両の導入が進んでいます

■ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車タクシーの合計台数 (法人・年度末)



■運輸部門の運輸機関別 二酸化炭素排出量 (令和元年度)

日本の排出量 **110,800万トン**



タクシーは環境に優しいLPG車を使っています

- LPGは原油や天然ガスの伴生ガスとして産出・回収されるものです。また、LPGは原油にも含まれており、その成分は製油所で精製によって分離されます。LPGは、天然ガス同様、NoxやPM排出の少ない燃料です。

グリーン経営 (環境負荷の少ない事業運営) を推進しています

- グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。グリーン経営は、中小規模の事業者でも環境改善に向けた取組の目標設定とその評価が容易になり、自主的で継続的な環境保全活動を行うことができます。(令和3年12月末現在で358事業所が認証を取得)



お客様のニーズに応える地域公共交通機関①

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

乗合タクシーは、ワゴン型や一般のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。

地域のタクシー事業者は、過疎化・高齢化が急速に進行する中で地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいます。主に、バスが運行できない過疎地域等において運行していますが、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もあります。

乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型もあります。

これらの乗合タクシーは、全国で4,768コース、14,617台(令和3年3月末現在)が運行しています。



計 **4,768** コース **14,617** 台

過疎型

3,822 コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応

空港型

334 コース

空港と周辺市町村を結ぶ

観光型

328 コース

地域の観光スポットを効率よく周遊

都市型

93 コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行

福祉型

40 コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出掛け支援に対応

団地型

37 コース

住宅団地と駅などを結ぶ

その他 **114** コース

地域交通サポート計画について

各地域のタクシー協会は、従来から、自治体を直接訪問して乗合タクシーの導入等についての提案を行う等の取組を行っています。

平成30年度からは、この取組を更に強化し、地方運輸局・運輸支局と協働して自治体訪問活動等を行い、意見交換等を通じて把握した地域交通の課題・ニーズ等の解決に向けて、タクシー事業者として貢献できる取組をまとめた「地域交通サポート計画」を策定・推進しています。



乗合タクシー導入事例① 新潟県三条市

市内全域で運行するデマンド交通「ひめさゆり」

- バス路線を廃止・縮小し、代わりにデマンド交通の停留所を市内約600か所に設置(半径300mに1か所)。県立工業高校
- 高齢者の外出機会を増大し、自宅や目的地と停留所の間を歩くことにより、健康増進にもつなげる。
- 運行サービスの向上と持続性を確保するため、乗車人数によって自治体から支払われる補助金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。



運行状況

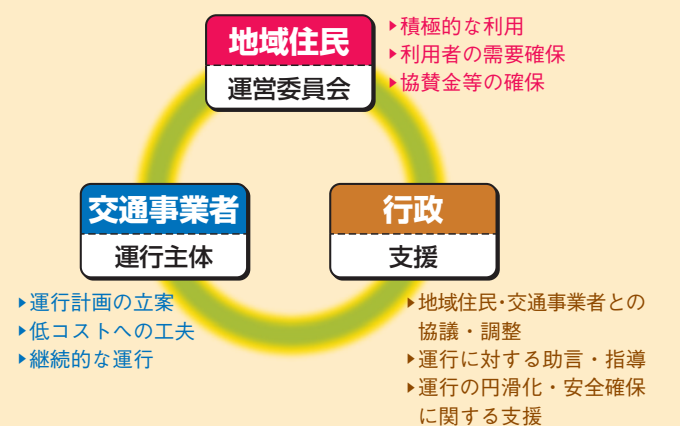
- 利用者 事前予約制(利用の1時間前まで)
- 運賃 1人乗車の場合は500円～3,000円
乗り合い乗車の場合は1人当たり400円又は800円
- 運行車両 一般タクシー、ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日は約240便運行、8:00～18:00
- 一運行当たりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を支払う。
- 相乗りを促進するため高齢者向けに「おでかけパス」を発売(年間1,000円)。2名以上の利用で割引となるほか、協賛店での特典もあり。
- 利用者の評価は高く、乗車人数は平日1日当たり約300名。



乗合タクシー導入事例② 福岡県北九州市

地域で支える公共交通「おでかけ交通」

- 公共交通空白地域において、地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通を確保するため、一定の採算性の確保を前提に、地域住民・タクシー事業者・市がそれぞれの役割分担のもとで連携して、ジャンボタクシー等を運行している。
- 北九州市は、運輸局、既存の交通事業者など、関係機関との調整や車両調達等の費用及び運行に要する費用の一部に対する助成などの支援を行っている。



運行状況

- 運行地区 枝光 大蔵 合馬・道原 木屋瀬・楠橋・星ヶ丘 田代・河内 恒見・喜多久 平尾台

〈恒見・喜多久地区の例〉

- 運賃 大人250円、高校生200円、小中学生100円
- 運行車両 ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日：恒見周回16便(うち、恒見～喜多久4便)、6時～17時台
土曜日：恒見周回14便、7時～16時台
日曜日・祝日運休
- 乗車人数は1日あたり約25名。



お客様のニーズに応える地域公共交通機関②

スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えに上がります。

また、令和元年10月からは、配車アプリを活用した事前確定運賃のサービス提供を開始しました。

このほか相乗り等の新たなサービスの検討を行っています。



観光タクシー

各地で観光ガイドタクシーの認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

また、各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩な観光コースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。




定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



板橋区 10,000円 北区 9,000円 足立区 9,000円
練馬区 10,400円 豊島区 8,400円 葛飾区 9,200円
武蔵野市 11,300円 中野区 9,100円 文京区 7,400円 墨田区 7,300円
三鷹市 10,700円 杉並区 8,000円 台東区 7,300円 江東区 7,100円
世田谷区 7,100円 渋谷区 6,800円 千代田区 6,100円 中央区
品川区 港区 大田区 羽田空港

羽田空港定額運賃 (注) 令和4年4月現在。有料道路利用料は除く。

専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、UDタクシー専用乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



優良タクシー乗り場(東京駅八重洲口前)

妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要な研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。

出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。



育児支援タクシー

保護者の負担を軽減するため、必要な研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



介護タクシー

介護保険の要介護者の方々にに対し、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降助介や身体介護サービスを提供します。



便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。



タクシーデリバリー

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う食料・飲料の運送に係るニーズの増加を踏まえ、貨物自動車運送事業法に基づき、運送する品目を食料・飲料に限定した上でレストラン等のメニューをタクシーがお届けします。



安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成

運転者
240,494人



役員 事務

自動車整備工

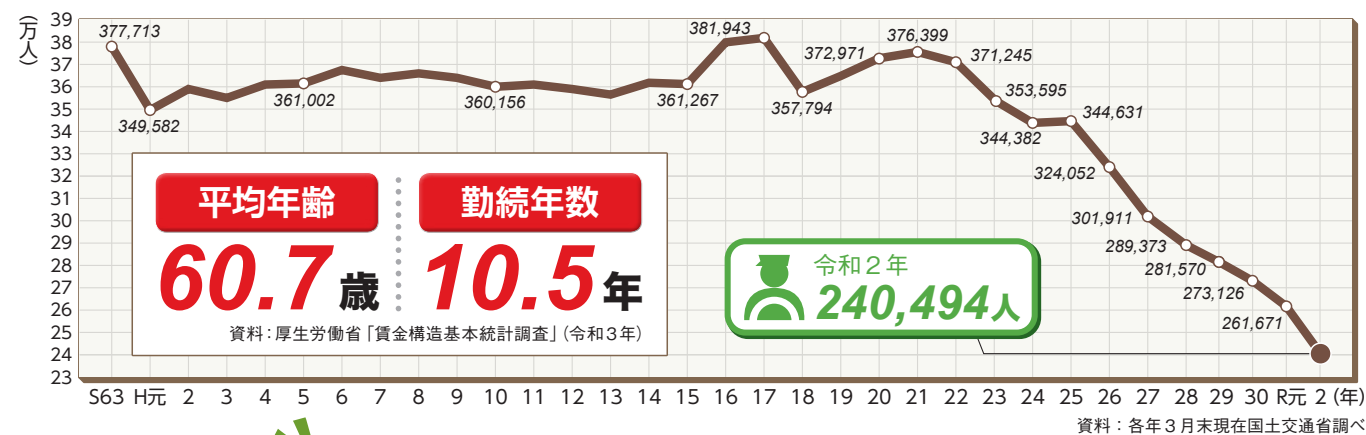
その他

42,699人



運転者数の推移（法人）

（タクシー運転者は二種免許が必要です。）



新卒者の採用拡大

訪日外国人向けタクシーやケア輸送サービス等が広がりをみせる中、同世代に比べて収入や休日が多いなどのメリットもあって、新卒者の採用が多くなっています。

新卒者全国採用人数

924人

（令和3年3月現在 全国ハイヤー・タクシー連合会調べ 隔年調査）

「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」

（厚生労働省委託事業）

就職氷河期世代の方（35～54歳まで）のタクシー会社への就職支援を目的としています。

<https://taxi-shikaku.jp>



運転者登録制度

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。悪質な法令違反や重大事故の惹起等、登録の拒否や取消要件も定められています。タクシー業界では、登録制度を通じてタクシー運転者の質の確保・向上をより一層推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に取り組んでいます。

「運転者証」はタクシー事業者が申請して交付を受け、営業中のタクシーに表示するものです。



運転者証

優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員を表彰し、士気の高揚を図っています。

また、平成20年より、人命救助や振り込め詐欺の未然防止に協力等の善行に対しても表彰しています。

女性ドライバー 応援企業認定制度

認定状況

全国合計

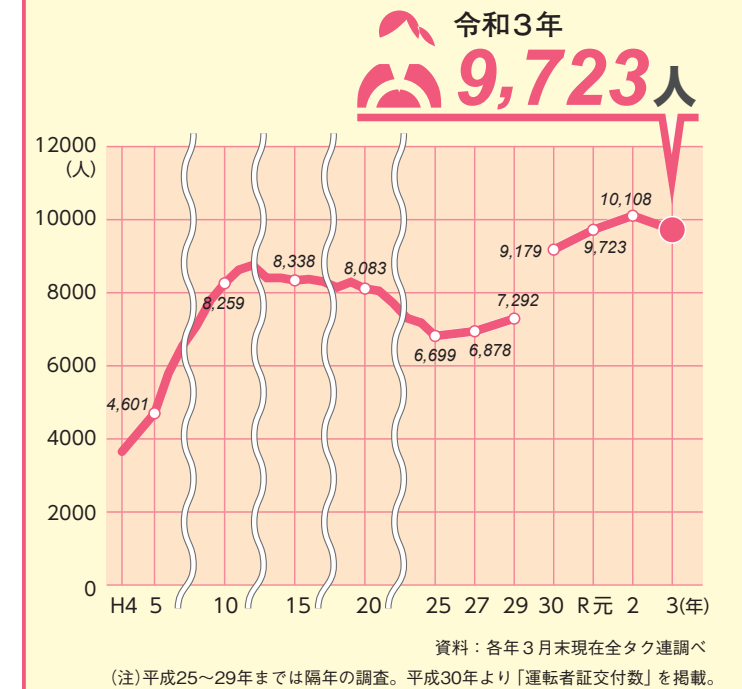
749

（令和4年2月）



女性乗務員

女性乗務員数の推移（法人）



全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。



コンシェルジュドライバー（大分）

働き方改革の実現に向けて～アクションプラン～

公共交通機関であるタクシーは、お客さまの利便性を向上させるとともに、事業経営の効率化につながる生産性の向上や若年者や女性を始めとする乗務員の確保・育成等を図っています。また、魅力ある産業として生き残るため、長時間労働の縮減や年休の取得しやすい態勢づくりなど、**働き方改革の実現に向けたアクションプラン**を策定し、誰もが働きやすい労働環境の改善に取り組んでいます。

自動車運転者の労働時間等の改善基準

運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣、国土交通大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

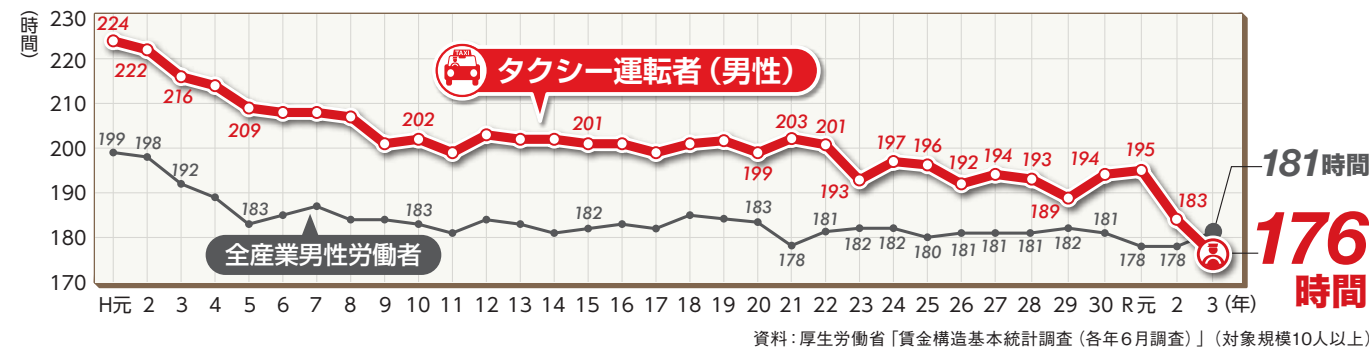
	日勤の勤務	隔日の勤務
拘束時間	1 日 13 時間以内 1 カ月 299 時間以内（特例あり）	1 勤務 21 時間 1 カ月 262 時間（特例あり） [地域的事情等により延長あり]
最大拘束時間	1 日 16 時間以内（特例あり）	1 勤務 21 時間（特例あり）
休息時間	継続 8 時間以上	継続 20 時間以上
時間外労働	1 日、1 勤務、1 カ月の総拘束時間の範囲内	
休日出勤	1 カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回	

（改正：平成9年1月30日、労働省告示第4号）

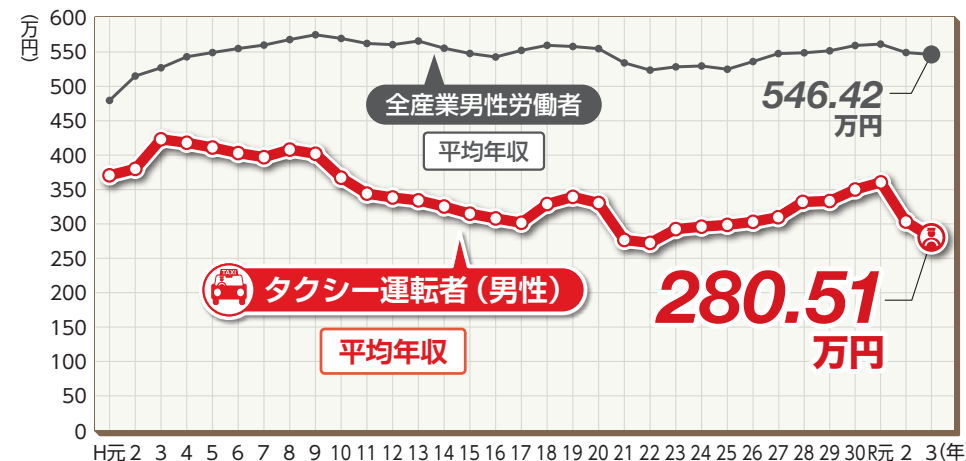
勤務形態

通常の日勤勤務は、休憩時間を除く実労働時間が週40時間（1日8時間、週5日勤務に相当）以内であることが原則ですが、フレックスタイム制（始業・終業時刻を乗務員の都合に合わせて）を採用している事業者もあります。残業は可能ですが、最大拘束16時間の制限あり。隔日勤務は、実労働時間15時間（拘束18時間－休憩3時間）。残業は可能ですが、最大拘束21時間の制限あり。また、働く方の家庭事情や都合に合わせて、1日の勤務時間が短い方や月の勤務日数が少ない方もいます。

月間労働時間の推移



年間賃金水準



	全産業	タクシー
平成元年	479.53万円	370.63万円
5年	549.16	411.03
10年	569.68	367.16
15年	547.81	314.82
20年	550.39	326.32
25年	524.10	298.02
26年	536.04	302.25
27年	547.70	309.76
28年	549.43	332.01
29年	551.74	333.29
30年	558.45	348.32
令和元年	560.97	360.38
2年	545.95	300.87
3年	546.42	280.51

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査（各年6月調査）」より推計

タクシー事業における 働き方改革の実現に向けた アクションプランの目標

～生き残るために、やるなら、今！～

目標

- 労働時間に関する労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守
- タクシー利用者の利便性向上、利用者の増加、事業経営の効率化
→減収につながらない労働時間の短縮＝生産性の向上
- 若年者や女性を始めとする運転者の確保・育成等
- 時間外労働の上限規制について

■年960時間を超える事業者割合（月平均80時間超えに相当）

猶予期間の3年目

20%以内

猶予期間の4年目

10%以内

猶予期間の最終年

ゼロ

■月60時間超え時間外労働の割増賃金率が50%以上となることを踏まえ、できる限り早期に年720時間（月60時間）以内となるように努める

- 年5日以上の年次有給休暇の取得（全員が取得できる態勢づくり）
- 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に努める

取り組むべき事項

- 労働基準法等関係法及び改善基準の遵守（遵守状況の確認）
- 生産性の向上に向けた11項目にわたる活性化策「今後新たにに取り組む事項」の取組等
- 若者の採用、女性ドライバー応援企業認定制度の普及、働きやすさ・魅力の紹介
- 生産性の向上や運転者の確保・育成等への各種支援措置等の要望
- 労働時間の正確な把握（始業・終業時刻の確認・記録）
- 業務の繁閑に応じた勤務シフトや変形労働時間制等の検討
- 減収につながらない労働時間の短縮＝生産性の向上
→「休憩時間」「手待時間」「点呼前後の作業時間」の明確化・短縮
- 個々の運転者の家庭事情や身体状況等に配慮した勤務時間制度の設定
→意思疎通の強化、労使一体となった取組
- 安全な車両、施設・設備の誰もが働きやすい職場環境等の整備
- 年5日以上の年次有給休暇の取得（全員が取得できる態勢づくり）
- 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に向けた労使間の協議
- 説明会・研修会の開催、改善事例の収集、モデル事例の周知



平成30年3月策定

ケア輸送サービス

高齢者、障がい者等、手助けが必要な方々のためのタクシーの外出支援サービスをケア輸送サービスと呼んでいます。

バリアフリー法に基づく 基本方針

目標

令和7年度までに

- 全国の福祉タクシー+ユニバーサルデザインタクシーを約**90,000台**導入する
- 各都道府県における総車両数の約**25%**をユニバーサルデザインタクシーとする



福祉タクシー

車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両、乗降が容易な回転シート付きの車両です。

令和3年3月末現在、全国で約**16,000台**導入されています。



研修修了者は

全国で約**115,000人**

(令和4年3月末現在)

ユニバーサルドライバー研修

各地のタクシー協会、無線協同組合、事業者等において、一般タクシー乗務員に対し統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を実施し、高齢者や障がい者等の多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保等、適切な対応ができるよう取り組んでいます。

なお、東京都特別区武三地区及び大阪府では、タクシーセンターにおいて全ての新任乗務員が本研修を受講しています。



ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている流し営業も行うタクシーです。

平成29年10月にはユニバーサルデザインタクシーとして、トヨタ自動車から新型車 JPN TAXI (ジャパントクシー) が登場しました。JPN TAXI は、LPG ハイブリッドシステムによる高い環境性能も備えており、急速に導入が進んでいます。

令和3年3月末現在、全国で合計約**26,000台**のユニバーサルデザインタクシーが導入されています (JPN TAXI については、令和4年2月末現在、全国で約**28,000台**、東京で約**16,000台**)。



トヨタ自動車
JPN TAXI
(ジャパントクシー)



国の標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度に基づき、認定を受けたユニバーサルデザインタクシーは、マークを車体に表示しています。



UD レベル1



UD レベル1
(車椅子スロープ耐荷重300kg)

総 数



輸送の安全の確保に係る
PDCAサイクル



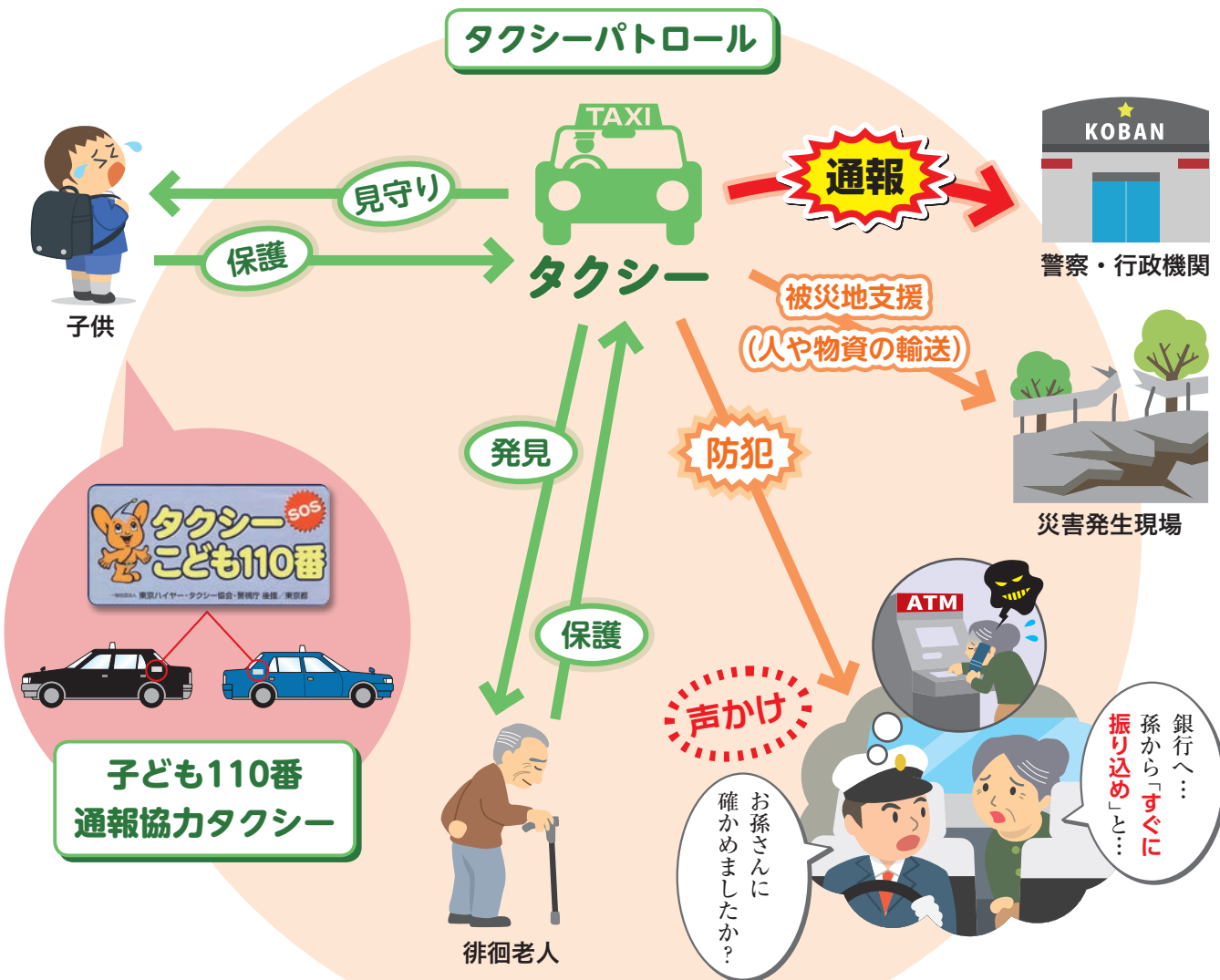
Please fasten your seatbelt for your safety.
 안전벨트를 꼭 착용하십시오.
 为了您的安全，请繫好安全带。
すべての座席で
シートベルト!
 道交法により着用が義務付けられています。

社会貢献

地域の安全

を確保するために取り組んでいます

タクシーは、**365日24時間**、あらゆる場所を走行しています。



「各地域のタクシー協会等は、災害時等における緊急輸送・情報通信に関する協力協定等を全国の地方自治体等**約150機関**（うち33都道府県）と締結しています。」

（令和3年3月31日現在）

防災レポートタクシー

特別な研修を受けた運転者が、的確・迅速に情報を提供し、地域防災に貢献しています。

「火災予防」通報協力タクシー

特に夜中など火災予防に関する情報を110番、119番に通報することで火災の防止に役立っています。

タクシーの様々な活動に関して 感謝状をいただきました。

被災地支援



平成23年3月東日本大震災の時に、人や物資の輸送に貢献。国境なき医師団からの感謝状。



令和元年房総半島台風、東日本台風及び大雨において輸送等に尽力。被災地の復旧復興に大きく貢献。令和2年12月に千葉県知事からの感謝状。

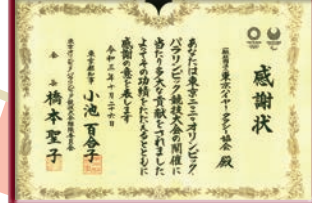


令和元年東日本台風の影響でタクシー確保の調整に尽力。仙台空港の滞留者解消に大きく貢献。令和2年3月に東北運輸局長からの感謝状。



平成30年9月北海道胆振東部地震による大規模停電で、地域住民の移動の確保や空港での国内外旅行者や緊急輸送活動に尽力。平成31年3月に北海道運輸局長からの感謝状。

オリンピック・パラリンピック



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に多大な貢献。令和3年10月に東京都知事、大会組織委員会会長からの感謝状。



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の安全安心な開催に向けた各種警察活動に協力。令和3年9月に警視総監からの感謝状。

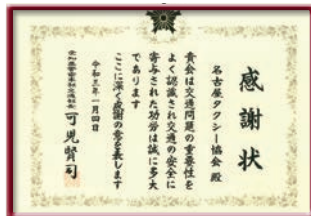
交通安全



多年にわたり交通安全対策を積極的に推進し交通事故防止に貢献。令和3年8月に沖縄県警察本部長、沖縄県交通安全協会連合会会長からの表彰状。



令和3年8月5日タクシーの日に、交通遺児等支援給付事業に対する援助を行った。公益財団法人交通遺児等育成基金からの感謝状。



交通問題の重要性を認識し交通安全に寄与した功労は多大。令和3年1月に愛知県警察本部交通部長からの感謝状。

防犯



特殊詐欺被害防止キャンペーンを展開して被害防止啓発に寄与。平成29年1月に滋賀県警察本部長からの感謝状。

見守り



「子供見守りサポーター」として地域で子供を犯罪から守る活動に貢献。令和元年10月に千葉県警察本部生活安全部長からの感謝状。

妊婦応援



妊産婦の出産時等の移動支援「ゆりかごタクシー」を滋賀県で運行。地域公共交通の活性化に取り組んだ。令和元年7月に国土交通大臣からの表彰状。



永年にわたり麻薬行政の分野において協力し、薬物乱用防止に貢献。令和3年10月に厚生労働省医薬・生活衛生局長からの感謝状。

インバウンド対応

タクシー業界では、訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプランを策定し、訪日外国人のニーズに対応した安全で快適なタクシーサービスの向上に取り組んでいます。

訪日外国人向け タクシーサービス向上アクションプランの概要

母国と同じ タクシー・ハイヤー 利用環境づくり

①日本の配車アプリの多言語化の普及促進

タクシー配車アプリについて、外国人のお客様にもご利用いただけるよう、外国語版の導入を更に促進していきます。

②海外タクシー配車アプリと

日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携

海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリの相互利用を進め、訪日外国人が自国の配車アプリでスムーズに日本のタクシーを利用できるようにしていきます。

決済の不安解消

①キャッシュレス決済への対応

海外から日本を訪れたお客様にスムーズにタクシー運賃をお支払いいただけるようクレジットカード、電子マネー、交通系ICカード、QRコード決済対応端末の導入を促進します。

②外国語対応・キャッシュレス決済対応車両の見える化

外国語対応・キャッシュレス決済対応車両にステッカーを表示して見える化を図ります。

言葉の不安解消

①外国語で接遇できるドライバーの採用促進

外国語に堪能なドライバーやインバウンド対応ドライバーの採用・養成を進めます。

②外国人対応研修・認定制度の充実・拡大

諸外国の文化・習慣や挨拶とその対応等についての研修を更に促進します。

③空港・主要駅での利用環境の向上

外国語接遇ドライバー専用乗り場・入講レーンの設置・拡大を進めます。

④多言語音声翻訳システムの導入

多言語音声翻訳システムを内蔵したスマートフォン・タブレットの導入の検討を進めます。

関係機関・団体と連携した プロモーション活動

①訪日外国人に対するタクシーの利用・予約方法等のプロモーション活動

②JNTO（日本政府観光局）と連携した海外プロモーション活動

③訪日外国人のニーズに対応した観光・周遊ルートの開発

防犯対策

タクシー事業者は、乗務員に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。

更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況



車内防犯カメラ

設置なし
11.7%
(17,572両)

防犯カメラ

設置あり
88.3%
(132,741両)

防犯仕切板

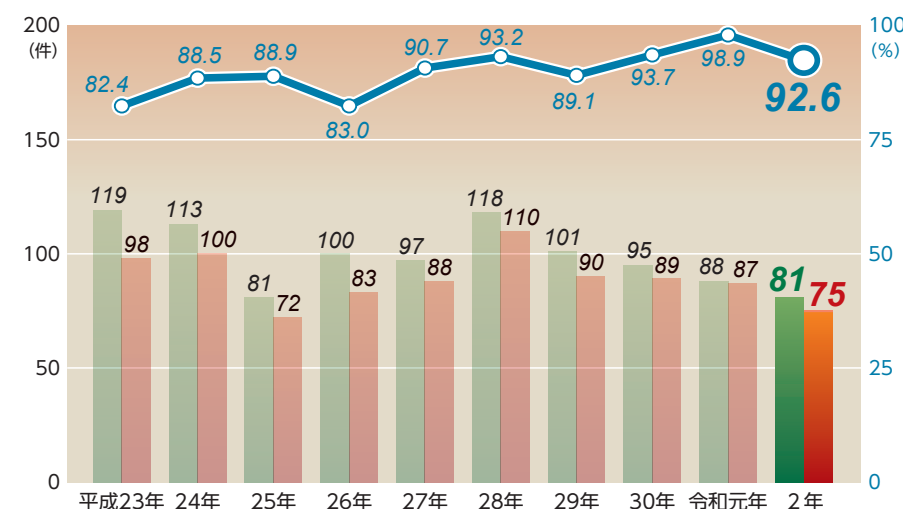
設置なし
32.1%
(48,213両)

設置あり
67.9%
(102,100両)

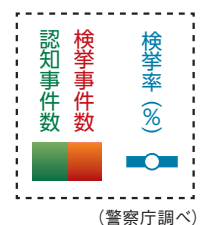
全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会 調査年月日：令和3年3月末現在

タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に発生しています。



警察官による防犯指導



（警察庁調べ）

タクシーの防犯基準（概要）

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	■営業所等で防犯責任者を指定 ■乗務員に防犯必携（防犯マニュアル）の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	■車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 ■乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 ■車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	■車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	■事業者の防犯必携（防犯マニュアル）の作成 ■車外防犯灯に関する広報等



タクシー強盗を想定した防犯訓練



広報活動

8月5日はタクシーの日
生誕110周年

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年(1912年)8月5日^(注)で、令和4年(2022年)8月5日に生誕110周年を迎えます。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地(千代田区有楽町2-5)に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年(1989年)にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で

多彩なキャンペーンを実施しています。

2021年も昨年同様新型コロナウイルス感染防止のため例年よりも小規模でしたが、各都道府県のタクシー協会では、「タクシーの日」に合わせて様々な行事・活動を実施しました。

今後とも、地域の公共交通機関として、これまで以上にサービス及び利便性の向上に努めていくこととしておりますので、引き続き宜しくお願い致します。

(注) タクシーの営業開始月が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。

「タクシーの日」の主な行事の状況(令和3年)

- ① 寄付金、車いす、交通安全グッズ等の贈呈(募金活動を含む)
- ② 啓蒙活動、街頭指導、ドアサービス、乗務員表彰
- ③ タクシー乗り場、公共施設等の清掃
- ④ 展示、式典等の実施
- ⑤ 献血運動
- ⑥ 抽選やアンケート等によるタクシー乗車券やグッズ等のプレゼント
- ⑦ 新聞、ラジオ、インターネット等による広報活動
- ⑧ 頒布物(ポケットティッシュ、うちわ、リーフレット等)、掲出物(のぼり旗、横断幕、ステッカー等)等による広報活動



ラジオ番組での広報・宣伝活動。
「まるごと1日タクシーの日」の特番を企画し、この日を県民に広くPR。



献血会場に「タクシーの日」横断幕と看板を掲出。



地元小学生の施設見学を受け入れ、配車室や福祉センター等の体験を通して、タクシー事業を身近に感じてもらった。



「8月5日はタクシーの日」ののぼり旗を掲出し、タクシー乗り場等の清掃。

「全国タクシーガイド」

情報検索サイト ▶ <http://www.taxi-guide.jp/>



「全国タクシーガイド」は、全国各地の5,100社を超えるハイヤー・タクシー事業者(法人タクシーの9割)に関する日本最大規模の情報検索サイトです。

利用者の方々は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を都道府県の各市町村別に知ることができます。

タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索!

遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社(事業者)の情報も、全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。



観光タクシー



福祉タクシー



育児支援タクシー



妊婦応援タクシー



空港(定額)タクシー



便利タクシー



救急・救護タクシー



ハイヤー



タクシー代行



その他のタクシー



スマホからも検索可能

都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

令和4年4月1日現在

団体名	所在地	電話・FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館内	029-297-7131 FAX: 029-297-7132
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166 前橋市野中町588	027-261-2071 FAX: 027-263-0611
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒260-0855 千葉市中央区市場町7-9 千葉県土地開発公社内	043-307-7002 FAX: 043-307-7003
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤータクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイタク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-881-1315 FAX: 052-872-0968
名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車会議所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-34	078-341-6036 FAX: 078-341-5617
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山額部北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670
(一社)島根県旅客自動車協会	〒690-0821 松江市上東川津町1238	0852-60-0928 FAX: 0852-60-0805
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8286 岡山市中区旭東町2-10-8 岡山県タクシー会館	086-272-3451 FAX: 086-273-7475
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー協会会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会		
(一社)高知県ハイヤー協会	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-6555 FAX: 088-866-6556
高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人: 川鍋一朗

編集人: 神谷俊広

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階
TEL. 03(3239)1531(代表) / FAX. 03(3239)1619
URL: <http://www.taxi-japan.or.jp>
E-mail: info@taxi-japan.or.jp

制作協力: (株)東京交通新聞社

ドア・ツー・ドアの公共交通機関である **タクシー** は
令和4年(2022年)8月5日に生誕110周年を迎えます。
国民生活の足、地域の活力の維持・地方創生の担い手として
安全・安心・快適をモットーに
これからも国民の皆様のために頑張ります。

ご声援よろしくお願いします！

